

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和5年12月5日

弁護士法人マリタックス
弁護士 山下 清兵衛 殿
同 山下 功一郎 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和5年11月29日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

運送行為が自己の生業と密接不可分な行為で当該業務に付帯して行われる場合であつて、名目の如何を問わず実質的に運送に対する対価の支払を受けていない場合などについては、照会法令（貨物自動車運送事業法第2条第2項及び第3条）の適用対象とならない場合があると考えられる。

照会のあった事実に関して、運送に対して実質的に営利を目的とした対価を収受していると判断される場合は、照会法令（貨物自動車運送事業法第2条第2項及び第3条）の適用対象となると考えられる。しかし、燃料費等の実費相当分のみに対する対価の収受であれば、運送の対価としての有償性は認められないと解されるため、許可等は要しないと考えられるが、いずれにしても個々の実態に即して判断されることとなる。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送

する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

なお、貨物自動車運送事業法第2条第2項に基づく行為であって、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何にかかわらず有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法上の許可を要しないこととしているが、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものとして行われるものであるかどうか、有償性を有するものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断することとなる。